

周易正義訓讀 — 咸卦・恆卦 —

野間 文史

凡例

- 一 本稿は、唐・孔穎達奉勅撰《周易正義》の訓詁訳である。
- 二 底本は、嘉慶二十年（一八一五）江西南昌府学開雕の「阮刻十三經注疏本」を基本に、主として以下の諸本と対校して作成した筆者の「校定本」を用いる。その根拠となる「校勘記」は、後に併せて掲載した。
 - ◎單疏本『周易正義』（宋刊遞修 北京図書館蔵 北京人文科学研究所影傳氏宋本・易經集成本・中華再造善本 「單疏本」と略称。）
 - ◎八行本『周易注疏』（宋孝宗頃兩浙東路茶塩司刊 足利学校蔵 汲古書院影印本 「足利八行本」と略称。）
 - ◎廣島大學所蔵舊鈔本『周易正義』（「廣大本」と略称。）
- 三 上記諸本以外について、また阮元校勘記以後の校勘記については、拙論「廣島大學蔵舊鈔本『周易正義』攷附校勘記」（『廣島大學文學部紀要』第53巻特輯号1 一九九五年 後『五經正義の研究』所収）を参照されたい。
- 四 本稿の本文は校定した經・伝・注（王弼注〔一〕内）・疏文とその校勘記、訓詁文の順である。

䷞ 艮下
兌上 咸、亨。利貞。取女吉。

〔疏〕「咸亨」至「取女吉」。

○正義曰、先儒以易之舊題、分自以上三十卦爲上經、已下三十四卦爲下經。序卦至此、又別起端首。先儒皆以、上經明天道、下經明人事。然韓康伯注序卦、破此義云、「夫易、六畫成卦、三才必備、錯綜天人、以效變化、豈有天道・人事偏於上下哉」。案上經之内、明飲食必有訟、訟必有衆起、是兼於人事、不專天道。既不專天道、則下經不專人事、理則然矣。但孔子序卦不以咸繫離、繫辭云「二篇之策」、則是六十四卦、舊分上下、乾・坤象天地、咸・恆明夫婦。乾・坤乃造化之本、夫婦寔人倫之原、因而擬之、何爲不可。天地各卦、夫婦共卦者、周氏云、「尊天地之道、略於人事、猶如三才、天地爲二、人止爲一也」。此必不然。竊謂、乾・坤明天地初闢、至屯乃剛柔始交。故以純陽象天、純陰象地、則咸以明人事。人物既生、共相感應。若二氣不交、則不成於相感。自然天地各一、夫婦共卦。此不言可悉、豈宜妄爲異端。「咸、亨。利貞。取女吉」者、「咸」感也。此卦明人倫之始。夫婦之義、必須男女共相感應、方成夫婦。既相感應、乃得亨通。

若以邪道相通、則凶害斯及、故利在貞正。既感通以正、即是婚媾之善。故云「咸、亨。利貞。取女吉」也。

「夫婦寔人倫之原」 ◎單疏本・廣大本・足利八行本に従い、「實」字を「寔」字に改める。

〈咸〉は、亨る。貞しきに利あり。女を取るは吉なり。

「疏」「咸亨」より「取女吉」に至るまで。

○正義に曰はく、先儒以へらく、《易》の舊題は、此より以上の三十卦を分けて〈上經〉と爲し、已下の三十四卦をば〈下經〉と爲すと。〈序卦〉にては此に至り、又た別に端首を起す。

先儒は皆な以へらく、〈上經〉は天道を明らかにし、〈下經〉は人事を明らかにす、と。然れども韓康伯は〈序卦〉に注し、此の義を破りて云ふ、「夫れ《易》は、六畫して卦を成すこと、三才をば必ず備へ、天人を錯綜して、以て變化に效へば、豈に天道・人事上下に偏ること有らんや」と。

案ずるに〈上經〉の内に、「飲食には必ず訟有り、訟には必ず衆の起る有る」を明らかにすれば、是れ人事を兼ね、天道を専らにはせず。既に天道を専らにせざれば、則ち〈下經〉は人事を専らにはせざること、理は則ち然り。但だ孔子の〈序卦〉は〈咸〉を以て〈離〉に繋ぐるをせず、〈繫辭〉に「二篇之策」と云へば、則ち是れ六十四卦、舊と上下に分け、〈乾〉・〈坤〉は天地に象り、〈咸〉・〈恆〉は夫婦を明らかにす。〈乾〉・〈坤〉は乃ち造化の本、夫婦は寔に人倫の原なれば、因りて之れに擬ふること、何ぞ不可と爲さんや。

天地各おの卦とし、夫婦卦を共にするは、周氏云ふ、「天地の道

を尊び、人事を略にすること、猶ほ三才の、天地を二と爲し、人を止だ一と爲すが如きなり」と。此れ必ず然らず。竊かに謂へらく、〈乾〉・〈坤〉は天地の初關を明らかにし、〈屯〉に至りて乃て剛柔始めて交はる。故に純陽を以て天に象り、純陰をば地に象れば、則ち〈咸〉は以て人事を明らかにす。人・物既に生じ、共に相ひ感應す。若し二氣交はずんば、則ち相ひ感ずるを成さず。自然に天地は各おの一とし、夫婦は卦を共にす。此れ言はずして悉すべく、豈に宜しく妄りに異端を爲すべけんや。

「咸」は、亨る。貞しきに利あり。女を取るは吉」とは、「咸」は感なり。此の卦は人倫の始を明らかにす。夫婦の義は、必ず男女共に相ひ感應するを須ちて、方て夫婦を成す。既に相ひ感應して、乃て亨通するを得。若し邪道を以て相ひ通ぜば、則ち凶害斯に及ぶ、故に利は貞正に在り。既に感通するに正を以てするは、即ち是れ婚媾の善なり、故に「咸は、亨る。貞しきに利あり。女を取るは吉」と云ふなり。

象曰、咸、感也。柔上、而剛下。二氣感應以相與。

〔是以亨也。〕

「疏」正義曰、「柔上、而剛下、二氣感應以相與」者、此因上下二體、釋「咸亨」之義也。艮剛而兌柔。若剛自在上、柔自在下、則不相交感、无由得通。今兌柔在上而艮剛在下、是二氣感應以相授與、所以爲「咸亨」也。

象に曰はく、「咸」は感なり。柔上にして、剛下なり。二氣感應して以て相ひ與ふ。

〔是を以て亨るなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、「柔上にして、剛下なり。二氣感應して以て相ひ與ふ」とは、此れ上下二體に因りて、「咸亨」の義を釋するなり。〈艮〉は剛にして〈兌〉は柔なり。若し剛自ら上に在り、柔自ら下に在らば、則ち相ひ交感せず、通ずるを得るに由る無し。今〈兌〉柔上に在りて〈艮〉剛下に在るは、是れ二氣感應して以て相ひ授與するにて、「咸亨」を爲す所以なり。

止而説、

〔故「利貞」也。〕

〔疏〕正義曰、此因二卦之義釋「利貞」也。艮止而兌説也。能自靜止、則不隨動欲、以止行説、則不爲邪諂、不失其正、所以「利貞」也。

〔以止行説〕 ◎單疏本・廣大本・足利八行本に従い、「上」字を「止」字に改める。

止まりて説ふ、

〔故に「貞しきに利ある」なり。〕

〔疏〕正義に曰はく、此れ二卦の義に因りて「貞しきに利あり」を釋するなり。〈艮〉は止まりて〈兌〉は説ふなり。能く自ら靜止すれば、則ち欲に隨動せず、止まるを以て説を行はば、則ち邪諂を爲さず、其の正を失はざるは、「貞しきに利ある」所以なり。

男下女、

〔「取女吉」也。〕

〔疏〕正義曰、此因二卦之象釋「取女吉」之義。艮爲少男而居於下、兌爲少女而處於上、是男下於女也。婚姻之義、男先求女、親迎之禮、御輪三周、皆男先下於女、然後女應於男、所以取女得吉者也。

男女に下る、

〔「女を取るに吉」なり。〕

〔疏〕正義に曰はく、此れ二卦の象に因りて「女を取るに吉」の義を釋す。〈艮〉は少男爲りて下に居り、〈兌〉は少女爲りて上に處るは、是れ男女に下るなり。婚姻の義、男先づ女を求め、親迎の禮、輪を御すること三周するは、皆な男先づ女に下り、然る後に女男に應ずるにて、女を取るに吉を得る所以の者なり。

是以「亨、利貞。取女吉」也。天地感、而萬物化生。

〔二氣相與、乃「化生」也。〕

〔疏〕「是以」至「化生」。

○正義曰、「是以亨、利貞。取女吉」者、次第釋訖、總舉繇辭以結之。「天地感、而萬物化生」者、以下廣明感之義也。天地二氣、若不感應相與、則萬物无由得變化而生。

〔則萬物无由得變化而生〕

阮校

錢本・閩・監・毛本同。宋本「應」作「變」。

◎單疏本・廣大本・足利八行本の「變」字に作る。これに従う。

是を以て「亨り、貞しきに利あり。女を取るに吉」なり。天地感
じて、萬物化生す。

「二氣相ひ與ともにせば、乃ち「化生」するなり。」

「疏」「是以」より「化生」に至るまで。

○正義に曰はく、「是を以て亨り、貞しきに利あり。女を取るに吉」とは、次第に釋し訖り、繇辭を總舉して以て之れを結ぶ。

「天地感じて、萬物化生す」とは、以下に廣く「感」の義を明らかにするなり。天地の二氣、若し感應し相ひ與ともにすることをせずんば、則ち萬物は變化して生ずるを得るに由し無し。

聖人感人心、而天下和平。觀其所感、而天地萬物之情可見矣。

「天地萬物之情、見於所感也。凡感之爲道、不能感非類者也。故引取女以明同類之義也。同類而不相感應、以其各充所處也。故女雖應男之物、必下之而後取女乃吉也。」

「疏」「聖人」至「可見矣」。

○正義曰、「聖人感人心、而天下和平」者、聖人設教、感動人心、使變惡從善、然後天下和平。「觀其所感、而天地萬物之情可見矣」者、結歎成道之廣、大則包天地、小則該萬物。感物而動、謂之情也。天地萬物皆以氣類共相感應、故「觀其所感、而天地萬物之情可見矣」。

「結歎成道之廣」 ◎廣大本のみ「感」字を「感」字に作る。

聖人人心を感ぜしめて、天下和平なり。其の感ずる所を觀て、而して天地萬物の情は見るべし。

「天地萬物の情は、感ずる所にあらは見るるなり。凡そ「感」の道爲る、非類に感ずる能はざる者なり。故に「取女」を引きて以て同類の義を明らかにするなり。同類にして相ひ感應せざるは、其の各おの處る所をたか充くするを以てなり。故に女は男に應ずる物と雖も、必ず之れに下りて後に女を取らば乃ち吉なり。」

「疏」「聖人」より「可見矣」に至るまで。

○正義に曰はく、「聖人人心を感ぜしめて、天下和平なり」とは、聖人は教を設け、人心を感動せしめ、惡を變じて善に従はしめ、然る後に天下は和平なり。

「其の感ずる所を觀て、而して天地萬物の情は見るべし」とは、(感)道の廣きこと、大は則ち天地を包み、小は則ち萬物をか該ぬるを結びて歎ず。物に感じて動く、之れを情と謂ふなり。天地の萬物は皆な氣類を以て共に相ひ感應す、故に「其の感ずる所を觀て、而して天地萬物の情は見るべき」なり。

象曰、山上有澤、咸。君子以虛受人。

「以虛受人、物乃感應。」

「疏」「象曰」至「虛受人」。

○正義曰、「山上有澤、咸」、澤性下流、能潤於下、山體上承、能受其潤。以山感澤、所以爲「咸」。「君子以虛受人」者、君子法此咸卦、下山上澤、故能空虛其懷、不自有實、受納於物、无所棄遺。以此感

人、莫不皆應。

象に曰はく、山の上に澤有るは、(咸)なり。君子以て虚にして人を受く。

〔虚を以て人を受くれば、物は乃ち感應す。〕

〔疏〕「象曰」より「虚受人」に至るまで。

○正義に曰はく、「山の上に澤有るは、(咸)なり」とは、澤の性は下流し、能く下を潤し、山の體は上に承け、能く其の潤すを受く。山を以て澤を感ずるは、(咸)爲る所以なり。

「君子以て虚にして人を受く」とは、君子は此の(咸)卦に法り、山を下にし澤を上にする、故に能く其の懷を空虚にし、自らは實を有せず、物を受納し、棄遺する所無し。此れを以て人を感じしむれば、皆な應ぜざるは莫し。

初六、咸其拇。

〔咸之初、爲感之始。所感在末、故有志而已。如其本實、未至傷靜。〕

〔疏〕「初六咸其拇」。

○正義曰、「咸其拇」者、拇是足大指也、體之最末。初應在四、俱處卦始、爲感淺末。取譬一身、在於足指而已、故曰「咸其拇」也。

○注「處咸」至「傷靜」。

○正義曰、六二咸道轉進、所感在腓。腓體動躁、則成往而行。今初六所感淺末、則譬如拇指。指雖小動、未移其足。以喻人心初感。始

有其志、志雖小動、未甚躁求。凡吉凶悔吝、生乎動者也。以其本實未傷於靜、故无吉凶悔吝之辭。

初六は、其の拇おやゆびに咸ず。

〔(咸)の初に處るは、「感」の始と爲す。感ずる所末に在り、故に志を有するのみ。其の本實の如きは、未だ靜を傷るに至らず。〕

〔疏〕「初六咸其拇」。

○正義に曰はく、「其の拇おやゆびに咸ず」とは、「拇」は是れ足の五指にして、體之最末なり。初の應は四に在りて、俱に卦の始に處り、感を爲すこと淺末なり。譬を一身に取らば、足指に在るのみ、故に「其の拇おやゆびに咸ず」と曰ふなり。

○注の「處咸」より「傷靜」に至るまで。

○正義に曰はく、六二は(咸)道轉進うたみ、感ずる所は腓こむらに在り。腓の體動躁せば、則ち往きて行くを成す。今初六の感ずる所は淺末なれば、則ち譬へば拇指の如し。指は小動すと雖も、未だ其の足を移さず。以て人心の初めて感ずるに喩ふ。始めて其の志を有するときは、志は小動すと雖も、未だ甚だしくは躁求せず。凡そ吉凶悔吝は、動に生ずる者なり。其の本實未だ靜を傷らざるを以て、故に吉凶悔吝の辭は無し。

象曰、「咸其拇」、志在外也。

〔四屬外也。〕

「疏」正義曰、「志在外」者、外謂四也。與四相應、所感在外、處於感初、有志而已、故云「志在外」也。

「四屬外也」阮校 岳本・閩監・毛本「也」作「卦」。古本上有「卦」字。

象に曰はく、「其の拇おやゆびに感ず」るは、志外に在ればなり。

「四は外に屬するなり。」

「疏」正義に曰はく、「志外に在り」とは、「外」は四を謂ふなり。

四と相ひ應じ、感ずる所は外に在り、感の初に處り、志を有するのみ、故に「志外に在り」と云ふなり。

六二、咸其腓、凶。居吉。

〔咸道轉進、離拇升腓。腓體動躁者也。感物以躁、凶之道也。由

躁故凶、居則吉矣。處不乘剛、故可以居而獲吉。〕

「疏」〔六二〕至「居吉」。

○正義曰、腓、足之腓腸也。六二應在九五。咸道轉進、離拇升腓。

腓體動躁、躁以相感、凶之道也。由躁故凶、靜居則吉、故曰「咸其

腓、凶。居吉」。以不乘剛、故可以居而獲吉。

○注「腓體動躁」。

○正義曰、王虞云、「動於腓腸、斯則行矣。故言『腓體動躁』也」。

六二は、其の腓こむちに感ず、凶なり。居れば吉なり。

〔咸〕道轉うたた進み、拇を離れて腓に升る。腓の體は動躁する者なり。物に感じて以て躁うごくは、凶の道なり。躁に由るが故に凶、

居れば則ち吉なり。處ること剛に乗らず、故に以て居りて吉を獲べし。〕

「疏」〔六二〕より「居吉」に至るまで。

○正義に曰はく、「腓」は足の腓腸なり。六二の應は九五に在り。〔咸〕道轉うたた進み、拇を離れて腓に升る。腓の體動躁し、躁うごきて以て相

ひ感ずるは、凶の道なり。躁うごくに由るが故に凶、靜居すれば則ち吉、

故に「其の腓こむちに感ず、凶なり。居れば吉」と曰ふ。剛に乗らざるを以て、故に以て居りて吉を獲べし。

○注の「腓體動躁」。

○正義に曰はく、王虞云ふ、「腓腸を動かすは、斯れ則ち行くなり。

故に『腓の體は動躁す』と言ふなり」と。

象曰、雖凶居吉、順不害也。

〔陰而爲居、順之道也。不躁而居、順不害也。〕

「疏」正義曰、「雖」者、與奪之辭。若既凶矣、何由得居而獲吉。良由

陰性本靜。今能不躁而居、順其本性、則不有災害、免凶而獲吉也。

象に曰はく、凶なりと雖も「居れば吉」なるは、順にして害あらざればなり。

〔陰にして居るを爲すは、順の道なり。躁うごかずして居るは、「順にして害あらざる」なり。〕

「疏」正義に曰はく、「雖」とは、與奪の辭なり。若し既に凶ならば、何に由りて居りて吉を獲るを得ん。良よしに陰性の本靜に由るなり。

今能く躁かずして居り、其の本性に順はば、則ち災害有らず、凶を免かれて吉を獲るなり。

九三、咸其股。執其隨。往吝。

〔股之爲物、隨足者也。進不能制動、退不能靜處、所感在股、「志在隨人」者也。「志在隨人」、所執亦以賤矣。用斯以往、吝其宜也。〕

〔疏〕正義曰、「咸其股。執其隨。往吝」者、九三處二之上、轉高至股。股之爲體、動靜隨足。進不能制足之動、退不能靜守其處。股是可動之物、足動則隨不能自處、常執其隨足之志、故云咸其股、執其隨。施之於人、自无操持、志在隨人、所執卑下。以斯而往、鄙吝之道、故言「往吝」。

〔退不能靜處〕 〔阮校〕 岳本・閩・監・毛本同。古本・足利本靜處作「處靜」。案疏云靜守其處作「處靜」非。

〔吝其宜也〕 〔阮校〕 此下十行本・閩・監・毛本並脱去正義一段。今據錢本・宋本錄之於下。〔正義曰、咸其股。執其隨。往吝者、九三處二之上、轉高至股。股之爲體、動靜隨足。進不能制足之動、退不能靜守其處。股是可動之物、足動則隨不能自處、常執其隨足之志、故云咸其股、執其隨。施之於人、自无操持、志在隨人、所執卑下。以斯而往、鄙吝之道、故言往吝。〕

◎單疏本・廣大本・足利八行本はこの疏文を脱せず。

九三は、其の股に咸ず。執ること其れ隨ふ。往かば吝。

〔「股」の物爲る、足に隨ふ者なり。進むも動を制する能はず、退

くも靜かに處る能はず、感ずる所は股に在り、「志は人に隨ふに在る」者なり。「志 人に隨ふに在れ」ば、執る所も亦た賤きを以てす。斯れを用ひて以て往けば、吝あること其れ宜なり。〕

〔疏〕正義に曰はく、「其の股に咸ず。執ること其れ隨ふ。往かば吝」とは、九三二の上に處り、轉た高くして股に至る。股の體爲る、動靜 足に隨ふ。進むも足の動を制する能はず、退くも靜かに其の處を守る能はず。股は是れ動くべきの物なるも、足動かば則ち隨ひて自ら處る能はず、常に其の隨足の志を執る、故に「其の股に咸ず。執ること其れ隨ふ」と云ふ。之れを人に施せば、自ら操持すること無く、「志は人に隨ふに在り」て、執る所は卑下なり。斯れを以てして往くは、鄙吝の道なり、故に「往けば吝」と言ふ。

象曰、「咸其股」、亦不處也。志在隨人、所執下也。

象に曰はく、「其の股に咸ず」るは、亦た處らざればなり。志は人に隨ふに在りて、執る所 下きなり。

九四、貞吉、悔亡。憧憧往來、朋從爾思。

〔處上卦之初、應下卦之始、居體之中、在股之上、二體始相交感、以通其志、心神始感者也。凡物始感而不以之於正、則至於害、故必貞然後乃吉、吉然後乃得亡其悔也。始在於感、未盡感極、不能至於无思、以得其黨、故有「憧憧往來」、然後「朋從其思」

也。」

「疏」正義曰、「貞吉悔亡」者、九四居「上卦之初、應下卦之始、居體之中、在股之上、一體始相交感、以通其志、心神始感者也。凡物始感而不以之於正、則害之將及矣。「故必貞然後乃吉、吉然後乃得亡其悔也」。故曰「貞吉、悔亡」也。「憧憧往來、朋從爾思」者、「始在於感、未盡感極」、惟欲思運動以求相應、未能忘懷息照。任夫自然、故有「憧憧往來」、然後朋從爾之所思也。

九四は、貞しくば吉にして、悔亡ぶ。憧憧として往來せば、朋爾の思ひに従ふ。

「上卦の初に處り、下卦の始に應じ、體の中に居り、股の上に在り、二體始めて相ひ交感し、以て其の志を通じ、心神始めて感ずる者なり。凡そ物始めて感じて以て正に之かずんば、則ち害に至る、故に必ず貞しくして然る後に乃て吉、吉にして然る後に乃て其の悔を亡ぼすを得るなり。始は感ずるに在りて、未だ感の極を盡さず、无思に至る能はず、其の黨を得るを以て、故に「憧憧として往來する」有りて、然る後に朋其の思ひに従ふなり。」

「疏」正義に曰はく、「貞しくば吉にして、悔亡ぶ」とは、九四は上卦の初に居り、下卦の始に應じ、體の中に居り、股の上に在り、二體始めて相ひ交感し、以て其の志を通じ、心神始めて感ずる者なり。凡そ物始めて感じて以て正に之かずんば、則ち害の將に及ばんとす。故に必ず貞しくして然る後に乃て吉、吉にして然る後に乃て其の悔を亡ぼすを得るなり。故に「貞しくば吉にして、悔亡ぶ」

と曰ふなり。

「憧憧として往來せば、朋爾の思ひに従ふ」とは、始は感ずるに在りて、未だ感の極を盡さず、惟だ欲と思と運動して以て相ひ應ずるを求むるのみにて、未だ懷を忘れ照を息む能はず。夫の自然に任す、故に「憧憧として往來する」有りて、然る後に朋爾の思ふ所に従ふなり。

象曰、「貞吉、悔亡」、未感害也。

「未感於害、故可正之得「悔亡」也。」

「疏」正義曰、「未感害」者、心神始感、未至於害、故不可不正、正而吉。故得「悔亡」也。

「正而故得悔亡也」阮校 閩監・毛本同。浦鍾云「而」下當脫「吉」字。

◎浦鍾說に従い、「吉」字を補う。

象に曰はく、「貞しくば吉にして、悔亡ぶ」とは、未だ害を感ぜざるなり。

「未だ害を感ぜず、故に之れを正して「悔亡ぶ」を得べきなり。」

「疏」正義に曰はく、「未だ害を感ぜず」とは、心神始めて感じ、未だ害に至らず、故に正さずんばあるべからず、正して吉なり。故に「悔亡ぶ」を得べきなり。

「憧憧往來」、未光大也。

「疏」正義曰、「未光大」者、非感之極、不能无思无欲、故未光大也。

「憧憧として往來」するは、未だ光大ならざるなり。

「疏」正義に曰はく、「未だ光大ならず」とは、感の極に非ずんば、无思无欲なる能はず、故に「未だ光大ならざる」なり。

九五、咸其脢。无悔。

「脢」者心之上、口之下。進不能大感、退亦不爲无志、其志淺末、故「无悔」而已。

「疏」「九五」至「无悔」。

○正義曰、「咸其脢。无悔」者、「脢」者心之上、口之下也。四已居體之中、爲心神所感、五進在於四上、故所感在脢。脢已過心、故「進不能大感」、由在心之上、「退亦不能无志」、志在淺末、故「无悔」而已、故曰「咸其脢。无悔」也。

○注「脢者心之上口之下」。

○正義曰、「脢者心之上、口之下」者、子夏易傳曰「在脊曰脢」、馬融云「脢、背也」、鄭玄云「脢、脊肉也」、王肅云「脢在背而夾脊」、說文云「脢背肉也」。雖諸說不同、大體皆在心上。輔嗣以四爲心神、上爲輔頰、五在上四之間、故直云「心之上、口之下」也。明其淺於心神、厚於言語。

九五は、其の脢に咸ず。悔無し。

「脢」は、心の上、口の下なり。進むも大感する能はず、退く

も亦た无志を爲さず、其の志は淺末なり、故に「悔无き」のみ。

「疏」「九五」より「无悔」に至るまで。

○正義に曰はく、「其の脢に咸ず。悔無し」とは、「脢」は心の上、口の下なり。四已に體の中に居り、心神の感ずる所と爲り、五進みて四の上になり、故に感ずる所は脢に在り。脢は已に心を過ぐ、故に「進むも大感する能はず」、心の上になりに由り、「退くも亦た无志を爲さず」、志は淺末に在り、故に「悔无き」のみなり、故に「其の脢に咸ず。悔無し」と曰ふなり。

○注の「脢者心之上口之下」。

○正義に曰はく、「脢は、心の上、口の下」とは、《子夏易傳》に「脊に在るを脢と曰ふ」と曰ひ、馬融は「脢は背なり」と云ひ、鄭玄は「脢は脊肉なり」と云ひ、王肅は「脢は背に在りて脊を夾む」と云ひ、《說文》に「脢は背肉なり」と云ふ。諸說同じからずと雖も、大體は皆な心の上になり。輔嗣は四を心神と爲し、上を輔・頰と爲し、五は上・四の間に在るを以て、故に直だ「心の上、口の下」と云ふのみなり。其の心神に淺く、言語に厚きを明らかにす。

象曰、「咸其脢」、志末也。

「疏」正義曰、「志末也」者、末猶淺也。感以心爲深、過心則謂之淺末矣。

象に曰はく、「其の脢に咸ず」るは、志末なればなり。

「疏」正義に曰はく、「志は末なり」とは、「末」は猶ほ淺のごときな

り。感ずるは心を以て深しと爲し、心を過ぐれば則ち之れを淺末と謂ふ。

上六、咸其輔・頰・舌。

〔咸道轉末、故在口舌言語而已。〕

〔疏〕正義曰、「咸其輔頰舌」者、馬融云「輔上頰也」。「輔・頰・舌」者、言語之具。咸道轉末、在於口舌言語而已、故云「咸其輔頰舌」也。

上六は其の輔・頰・舌に咸ず。

〔咸〕道轉た末なり、故に口舌言語に在るのみ。〕

〔疏〕正義に曰はく、「其の輔・頰・舌に咸ず」とは、馬融云ふ、「輔は上頰なり」と。「輔・頰・舌」は、言語の具なり。〔咸〕道轉た末にして、口舌言語に在るのみ、故に「其の輔・頰・舌に咸ず」と云ふなり。

象曰、「咸其輔・頰・舌」、滕口説也。

〔輔・頰・舌〕者、所以爲語之具也。「咸其輔・頰・舌」、則「滕口説」也。「憧憧往來」、猶未光大、況在滕口、薄可知也。〕

〔疏〕正義曰、「滕口説也」者、舊說字作「滕」、徒登反。「滕」競與也。所競者口、无復心實、故云「滕口説」也。鄭玄又作「滕」。「滕」送也。咸道極薄、徒送口舌言語相感而已、不復有志於其間。王注義

得兩通、未知誰同其旨也。

〔滕口説也〕

阮校 石經・岳本・閩・監・毛本同。釋文「滕」九家作「乘」、虞作「滕」、鄭元又作「滕口送也」。「補」毛本作「滕」。滕送也。案經「滕」字虞本作「滕」。是「滕口」二字當「滕滕」之譌。

象に曰はく、「其の輔・頰・舌に咸ず」るは、口説を滕ふなり。

〔輔・頰・舌〕は、語を爲す所以の具なり。「其の輔・頰・舌に咸ず」るは、則ち「口説を滕ふ」なり。「憧憧として往來するは、猶ほ未だ光大ならず、況んや口を滕ふに在るは、薄きこと知るべきなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、「口説を滕ふなり」とは、舊說にては字を「滕」に作る、徒登の反なり。「滕」は競與なり。競ふ所の者は口、復た心實無し、故に「口説を滕ふ」と云ふなり。

鄭玄は又た「滕」に作る。「滕」は送なり。〔咸〕道は極めて薄く、徒だ口舌言語を送りて相ひ感ずるのみにて、復や其の間に志有らず。王注は義兩通するを得れば、未だ誰ぞ其の旨に同じきかを知らざるなり。



巽下
震上 恆、亨。无咎。利貞。

〔恆而亨、以濟三事也。恆之爲道、亨乃「无咎」也。恆通无咎、乃利正也。〕

「疏」「恆亨」至「利貞」。

○正義曰、「恆」久也。恆久之道、所貴變通。必須變通隨時、方可長久。能久能通、乃「无咎」也。恆通无咎、然後利以行正。故曰「恆亨。无咎。利貞」也。

○注「三事」。

○正義曰、褚氏云、「三事、謂无咎・利貞・利有攸往」。莊氏云、「三事者、无咎一也、利二也、貞三也」。周氏云、「三事者、一亨也、二无咎也、三利貞也」。注不明數、故先儒各以意說。竊謂、注云「恆而亨、以濟三事」者、明用此恆亨、濟彼三事、無疑「亨」字在三事之外。而此注云「恆之爲道、亨乃无咎。恆通无咎、乃利正也」、又注象、曰「道得所久、則常通无咎、而利正也」。此解皆以利正相將爲一事、分以爲二、恐非注旨。驗此注云「恆之爲道、亨乃无咎」、此以「恆亨」濟「无咎」也。又云「恆通无咎、乃利正也」、此以「恆亨」濟「利貞」也。下注「利有攸往」云「各得所恆、修其常道、終則有始、往而无違、故利有攸往」、此以「恆亨」濟「利有攸往」也。觀文驗注、褚氏爲長。

「无疑亨字在三事之中」

阮校 浦鏜云「中」當作「外」。◎浦鏜說に従う。

恆は、亨る。咎無し。貞しきに利あり。

〔恆にして亨るは、三事を濟すを以てなり。〕（恆）の道爲る、亨れば乃ち「咎无き」なり。恆に通じ咎无くして、乃て正しきに利あるなり。〕

〔疏〕「恆亨」より「利貞」に至るまで。

○正義に曰はく、「恆」は久なり。恆久之道、貴ぶ所は變通なり。必

ず變通を須ちて時に隨ひ、方て長久なるべし。能く久しく能く通ずれば、乃ち「咎无き」なり。恆に通じて咎无く、然る後に以て正しきを行ふに利あり。故に「（恆）は、亨る。咎無し。貞しきに利あり」と曰ふなり。

○注の「三事」。

○正義に曰はく、褚氏云ふ、「三事とは无咎・利貞・利有攸往を謂ふ」と。莊氏云ふ、「三事とは、无咎一なり、利二なり、貞三なり」と。周氏云ふ、「三事とは、一に亨なり、二に无咎なり、三に利貞なり」と。注は數を明らかにせず、故に先儒各おの意を以て説く。竊に謂へらく、注に「恆にして亨るは、三事を濟すを以てなり」と云ふは、明らかに此の「恆亨」を用ひて、彼の「三事」を濟すにて、「亨」字の「三事」の外に在ること疑ひ無し。而して此の注に「（恆）の道爲る、亨れば乃ち咎無し。恆に通じ咎无くして、乃て正しきに利あるなり」と云ひ、又た（象）に注して、「道久しき所を得れば、則ち常に通じて咎无く、而して正しきに利あるなり」と曰ふ。此の解は皆な「利正」を以て相ひ將ひて一事を爲せば、分かちて以て二と爲すは、恐くは注旨に非ず。此の注に「（恆）の道爲る、亨れば乃ち咎無し」と云ふを驗するに、此れ「恆亨」を以て「无咎」を濟すなり。又た「恆に通じ咎无くして、乃て正しきに利あるなり」と云ふは、此れ「恆亨」を以て「利貞」を濟すなり。下に「利有攸往」に注して「各おの恆と所するを得、其の常道を修め、終らば則ち始まる有り、往きて違ふ無し、故に『往く攸有るに利ある』なり」と云ふは、此れ「恆亨」を以て「利有攸往」を濟すなり。文を觀て注を驗するに、褚氏を長と爲す。

利有攸往。

〔各得所恆、修其常道、終則有始、往而无違、故「利有攸往」也〕。
〔疏〕正義曰、得其常道、何往不利。故曰「利有攸往」也。

往く攸有るに利あり。

〔各おの恆つねとする所を得、其の常道を修め、終らば則ち始まる有り、往きて違ふ無し、故に「往く攸有るに利ある」なり。〕

〔疏〕正義に曰はく、其の常道を得れば、何れに往くとして利あらざる。故に「往く攸有るに利あり」と曰ふなり。

彖曰、恆、久也。剛上而柔下、

〔剛尊柔卑、得其序也。〕

〔疏〕「彖曰」至「柔下」。

○正義曰、「恆、久也」者、訓釋卦名也。恆之爲名、以長久爲義。「剛上而柔下」者、既訓「恆」爲久、因明此卦得其恆名、所以釋可久之意。此就二體以釋恆也。震剛而巽柔、震則剛尊在上、巽則柔卑在下、得其順序、所以爲恆也。

○注「剛尊柔卑得其序也」。

○正義曰、咸明感應、故柔上而剛下、取二氣相交也。恆明長久、故剛上而柔下、取尊卑得序也。

〔釋訓卦名也〕 〔阮校〕錢本・閩・監・毛本同。宋本「釋訓」作「訓釋」。◎

單疏本・廣大本・足利八行本は「訓釋」に作る。これが正しい。

〔因名此卦得其恆名〕 〔阮校〕閩・監・毛本同。宋本「名」作「明」。◎單疏本・廣大本・足利八行本は上の「名」字を「明」字に作る。これが正しい。

彖に曰はく、〈恆〉は、久なり。剛は上にして柔は下なり、

〔剛は尊く柔は卑くして、其の序を得るなり。〕

〔疏〕「彖曰」より「柔下」に至るまで。

○正義に曰はく、「〈恆〉は、久なり」とは、卦名を訓釋するなり。

「恆」の名爲る、長久を以て義と爲す。「剛は上にして柔は下なり」とは、既に「恆」を訓じて久と爲し、因りて此の卦其の「恆」名を得るを明らかにするは、久しくすべきの意を釋する所以なり。

此れ二體に就きて以て〈恆〉を釋するなり。〈震〉は剛にして〈巽〉は柔、〈震〉は則ち剛尊にして上に在り、〈巽〉は則ち柔卑にして下に在りて、其の順序を得るは、〈恆〉を爲す所以なり。

○注の「剛尊柔卑得其序也」。

○正義に曰はく、〈咸〉は感應を明らかにす、故に柔は上にして剛は下、二氣相ひ交はるに取るなり。〈恆〉は長久を明らかにす、故に剛は上にして柔は下、尊卑序を得るに取るなり。

雷風相與、

〔長陽長陰、能相成也。〕

〔疏〕「雷風相與」。

○正義曰、此就二象釋恆也。雷之與風、陰陽交感、二氣相與、更互而相成、故得恆久也。

○注「長陽長陰能相成也」。

○正義曰、震爲長男、故曰「長陽」。巽爲長女、故曰「長陰」。彖曰「雷風相與」、雷之與風、共相助成之義。故褚氏云「雷資風而益遠、風假雷而增威」是也。今言「長陽長陰、能相成」者、因震爲長男、巽爲長女、遂以「長陽長陰」而名之、作文之體也。又此卦明夫婦可久之道、故以二長相成、如雷風之義也。

雷風相ひ與ともにす、

〔長陽・長陰、能く相ひ成すなり。〕

〔疏〕「雷風相與」。

○正義に曰はく、此れ二象に就きて〈恆〉を釋するなり。「雷」と「風」とは、陰陽交こも感じ、二氣相ひ與ともにし、更互にして相ひ成す、故に恆久を得るなり。

○注の「長陽長陰能相成也」。

○正義に曰はく、〈震〉をば長男と爲す、故に「長陽」と曰ふ。〈巽〉をば長女と爲す、故に「長陰」と曰ふ。〈彖〉に「雷風相ひ與ともにす」と曰ふは、「雷」と「風」と、共に相ひ助成するの義なり。故に褚氏の「雷は風を資りて益ます遠く、風は雷を假りて増ます威あり」と云ふは是れなり。今「長陽・長陰、能く相ひ成す」と言ふは、〈震〉をば長男と爲し、〈巽〉をば長女と爲すに因り、遂に「長陽長陰」を以てして之れに名づくるにて、作文の體なり。又た此の卦は夫婦可久之道を明らかにす、故に二長相ひ成すこと、「雷・風」の義の如きを

以てするなり。

巽而動。〔動无違也。〕

〔疏〕正義曰、此就二卦之義、因釋恆名。震動而巽順、无有違逆、所以可恆也。

巽にして動く。〔動きて違ふ无きなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、此れ二卦の義に就き、因りて〈恆〉名を釋す。

〔震〕は動きて〈巽〉は順、違逆有る无きは、〈恆〉とすべき所以なり。

剛柔皆應、〔不孤媿也。〕

〔疏〕「剛柔皆應」。

○正義曰、此就六爻釋恆。此卦六爻剛柔皆相應和、无孤媿者、故可長久也。

○注「不孤媿也」。

○正義曰、「媿」配也。

剛柔皆な應ずるは、〔孤媿ひせざるなり。〕

〔疏〕「剛柔皆應」。

○正義に曰はく、此れ六爻に就きて〈恆〉を釋す。此の卦の六爻の剛柔は皆な相ひ應和し、孤媿ひする者無し、故に長久なるべきなり。

○注の「不孤媿也」。

○正義に曰はく、「媿」は配なり。

恆。（皆可久之道。）

〔疏〕正義曰、歴就四義釋恆名訖、故更舉卦名以結之也。明上四事「皆可久之道」、故名此卦爲「恆」。

恆なり。（皆な久しくすべきの道なり。）

〔疏〕正義に曰はく、歴あまねく四義に就きて〈恆〉名を釋し訖る、故に更に卦名を擧げて以て之れを結ぶなり。明らか上の四事は「皆な久しくすべきの道」なり、故に此の卦に名づけて〈恆〉と爲す。

「恆、亨。无咎、利貞」、久於其道也。

〔道得所久、則常通无咎而利正也。〕

〔疏〕正義曰、此就名釋卦之德。言所以得「亨无咎、利貞」者、更无別義、正以得其恆久之道、故言「久於其道也」。

〔道得所久〕 ◎阮刻本は「得」字を「德」字に誤刻する。

「恆」は、亨る。咎無く、貞しきに利ある」は、其の道に久しければなり。

〔道久しき所を得れば、則ち常に通じて咎無く、而して正しきに利あるなり〕

〔疏〕正義に曰はく、此れ名に就きて卦の德を釋す。「亨りて咎無く、貞しきに利ある」を得る所以は、更に別義無く、正しくして以て其の恆久之道を得るを言ふ、故に「其の道に久しければなり」と言ふ。

天地之道、恆久而不已也。

〔得其所久、故不已也。〕

〔疏〕正義曰、將釋「利有攸往」、先舉天地以爲證喻。言天地得其恆久之道、故久而不已也。

天地の道は、恆久にして已まざるなり。

〔其の久しくする所を得、故に已まざるなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、將に「往く攸有るに利あり」を釋せんとして、先づ天地を擧げて以て證喻を爲す。天地は其の恆久之道を得、故に「久しくして已まざる」を言ふなり。

「利有攸往」、終則有始也。

〔得其常道、故終則復始、往无窮極。〕

〔疏〕正義曰、舉經以結成也。人用恆久之道、會於變通、故終則復始、往无窮極、同於天地之不已、所以爲利也。

〔往无窮也〕 阮校 閔・監・毛本同。岳本・宋本・古本・足利本「也」作「極」。

◎足利八行本は「極」字に作る。これに従う。

「往く攸有るに利あり」、終れば則ち始まる有るなり。

〔其の常道を得、故に終れば則ち復た始まり、往きて窮極する無し。〕

〔疏〕正義に曰はく、經を擧げて以て結び成すなり。人恆久の道を用ひ、變通に會ず、故に終れば則ち復た始まり、往きて窮極する无きこと、天地の已まざるに同じく、利を爲す所以なり。

日月得天而能久照、四時變化而能久成、聖人久於其道而天下化成。

〔言各得其「所恆」、故皆能長久。〕

〔疏〕「日月得天而能久照」至「天下化成」。

○正義曰、「日月得天而能久照」者、以下廣明恆義。上言天地之道、恆久而不已也、故日月得天、所以亦能久照。「四時變化而能久成」者、四時更代、寒暑相變、所以能久生成萬物。「聖人久於其道而天下化成」者、聖人應變隨時、得其長久之道、所以能「光宅天下」、使萬物從化而成也。

日月は天を得て能く久しく照らし、四時は變化して能く久しく成し、聖人は其の道に久しくして天下化成す。

〔言ふところは各おの其の恆とする所を得、故に皆な能く長久なり。〕

〔疏〕「日月得天而能久照」より「天下化成」に至るまで。

○正義に曰はく、「日月は天を得て能く久しく照らす」とは、以下廣く〈恆〉の義を明らかにす。上に天地の道の、恆久にして已まざ

るを言ふ、故に「日月天を得る」は、亦た能く久しく照らす所以なり。

「四時は變化して能く久しく成す」とは、四時更代して、寒暑相ひ變るは、能く久しく萬物を生成する所以なり。

「聖人は其の道に久しくして天下化成す」とは、聖人變に應じ時に隨ひ、其の長久の道を得るは、能く「天下を光宅し」、萬物をして化に従ひて成さしむる所以なり。

觀其所恆、而天地萬物之情可見矣。

〔天地萬物之情、見於「所恆」也。〕

〔疏〕正義曰、總結恆義也。

其の恆とする所を觀て、天地萬物の情は見るべし。

〔天地萬物の情は、「恆とする所」に見はるるなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、〈恆〉の義を總結するなり。

象曰、雷風、恆。

〔長陽長陰、合而相與、可久之道也。〕

〔疏〕正義曰、雷風相與爲「恆」、已如彖釋。

象に曰はく、雷風あるは、〈恆〉なり。

〔長陽・長陰、合して相ひ與にするは、久しくすべきの道なり。〕

「疏」正義に曰はく、雷・風相ひ與に〔恆〕を爲すこと、已に〔象〕の釋の如し。

君子以立不易方。

〔得其所久、故「不易」也。〕

「疏」正義曰、君子立身得其恆久之道、故不改易其方。方猶道也。

君子以て立つに方を易へず。

〔其の久しくする所を得、故に「易へざる」なり。〕

「疏」正義に曰はく、君子は身を立て其の恆久之道を得、故に其の「方」を改易せず。「方」は猶ほ道のごときなり。

初六、浚恆。貞凶。无攸利。

〔處恆之初、最處卦底、始求深者也。求深窮底、令物无餘縊、漸
以至此、物猶不堪、而況始求深者乎。以此爲恆、凶正害徳、无
施而利也。〕

「疏」〔初六浚恆貞凶无攸利〕。

○正義曰、「浚」深也。最處卦底、故曰「深」也。深恆者、以深爲恆是也。施之於仁義、即不厭深、施之於正、即求物之情過深、是凶正害徳、无施而利、故曰「浚恆。貞凶。无攸利」也。

○注「此恆之初」至「害徳无施而利也」。

○正義曰、處卦之初、故言始也。最在於下、故言深也。所以致凶、

謂在於始而求深者也。

〔令物无餘縊〕

「餘縊」。◎足利八行本は「縊」字に作る。

初六は、浚く恆にす。貞しけれども凶なり。利する攸無し。

〔〔恆〕の初に處り、最も卦の底に處り、始めて深きを求むる者なり。深きを求め底を窮め、物をして餘縊无からしめ、漸く以て此に至るも、物猶ほ堪へず、而るを況んや始めて深きを求むる者をや。此れを以て恆と爲すは、正に凶し徳を害ひ、施すと
して利する无きなり。〕

「疏」〔初六浚恆貞凶无攸利〕。

○正義に曰はく、「浚」は深なり。最も卦の底に處る、故に「深」と曰ふなり。「深く恆にす」とは、深を以て恆と爲す是れなり。之れを仁義に施さば、即ち深きを厭はず、之れを正しきに施さば、即ち物を求むる情過深して、是れ正に凶し徳を害ひ、施すと利する無し、故に「浚く恆にす。貞しけれども凶なり。利する攸無し」と曰ふなり。

○注の「此恆之初」より「害徳无施而利也」に至るまで。

○正義に曰はく、卦の初に處る、故に「始」と言ふなり。最も下に在り、故に「深」と曰ふなり。凶を致す所以は、始めに在りて深きを求むる者を謂ふなり。

象曰、「浚恆」之凶、始求深也。

象に曰はく、「浚く恆にす」るの凶は、始めにして求むること深ければなり。

九二、悔亡。

〔雖失其位、恆位於中、可以消悔也。〕

〔疏〕正義曰、失位故稱「悔」、居中故「悔亡」也。

九二、悔亡ぶ。

〔其の位を失ふと雖も、恆に中に位すれば、以て悔を消すべきなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、位を失ふが故に「悔」と稱し、中に居るが故に「悔亡ぶ」るなり。

象曰、九二「悔亡」、能久中也。

〔疏〕正義曰、「能久中」者、處恆故能久、位在於中、所以消悔也。

象に曰はく、九二の「悔亡ぶ」は、能く中に久しければなり。

〔疏〕正義に曰はく、「能く中に久し」とは、〈恆〉に處るが故に「能く久し」く、位中に在るは、悔を消す所以なり。

九三、不恆其德。或承之羞。貞吝。

〔處三陽之中、居下體之上、處上體之下、上不至尊、下不至卑、中不在體、體在乎恆、而分无所定、无恆者也。德行无恆、自相違錯、不可致詰、故「或承之羞」也。施德於斯、物莫之納、鄙賤甚矣。故曰「貞吝」也。〕

〔疏〕「九三不恆其德或承之羞貞吝」。

○正義曰、「不恆其德。或承之羞。貞吝」者、九三居下體之上、處上體之下、雖處三陽之中、又在不中之位、上不全尊、下不全卑、執心不定、德行无恆、故曰「不恆其德」。德既无恆、自相違錯、則爲羞辱承之、所羞非一、故曰「或承之羞」也。處久如斯、正之所賤、故曰「貞吝」也。

○注「處三陽之中」至「故曰貞吝也」。

○正義曰、雖在三陽之中、非一體之中也。「不可致詰」者、「詰」問也。違錯處多、不足問其事理、所以明其羞辱之深、如論語云「於予與何誅」。

九三は、其の德を恆にせず。或いは之れが羞を承く。貞しけれども吝。

〔三陽の中に處り、下體の上に居り、上體の下に處り、上は尊に至らず、下は卑に至らず、中は體に在らず、體は〈恆〉に在りて、分は定まる所無く、恆无き者なり。德行に恆無く、自ら相ひ違錯し、致詰すべからず、故に「或いは之れが羞を承く」るなり。德を斯に施さば、物之れを納るる莫く、鄙賤なること甚し。故に「貞しけれども吝」と曰ふなり。〕

「疏」九三不恆其德或承之羞貞吝」。

○正義に曰はく、「其の徳を恆にせず。或いは之れが羞を承く。貞しけれども吝」とは、九三下體の上に居り、上體の下に處り、三陽の中に處ると雖も、又た不中の位に在り、上は尊を全うせず、下は卑を全うせず、心を執ること定まらず、德行に恆無し、故に「其の徳を恆にせず」と曰ふ。徳に既に恆無く、自ら相ひ違錯すれば、則ち羞辱之れを承くるを爲し、羞とする所に非ず、故に「或いは之れが羞を承く」と曰ふなり。處ること久しきこと斯くの如きは、正の賤しむ所、故に「貞しけれども吝」と曰ふなり。

○注の「處三陽之中」より「故曰貞吝也」に至るまで。

○正義に曰はく、三陽の中に在りと雖も、一體の中に非ざるなり。

「致詰すべからず」とは、「詰」は問なり。違錯する處多く、其の事理を問ふに足らざるは、其の羞辱の深きを明らかにする所以にして、《論語》に「予に於いてか何を誅めん」と云ふが如し。

象曰、「不恆其徳」、无所容也。

「疏」正義曰、「无所容」者、謂不恆之人、所往之處、皆不納之、故「无所容」也。

象に曰はく、「其の徳を恆にせず」とは、容るる所无きなり。

「疏」正義に曰はく、「容るる所無し」とは、恆ならざるの人、往く所の處にて、皆な之れを納れざるを謂ふ、故に「容るる所无き」なり。

九四、田、无禽。

〔恆於非位、雖勞无獲也。〕

「疏」正義曰、「田」者田獵也、以譬有事也。「无禽」者、田獵不獲、以喻有事无功也。「恆於非位」、故勞而无功也。

九四、田して禽無し。

〔恆に非位に於いてすれば、勞すと雖も獲る无きなり。〕

「疏」正義に曰はく、「田」とは田獵なり、以て有事に譬ふるなり。「无禽」とは、田獵して獲ず、以て有事に功无きに喩ふるなり。「恆に非位に於いてす」、故に勞して功无きなり。

象曰、久非其位、安得禽也。

「疏」正義曰、有恆而失位、是「久非其位」。田獵而无所獲、是「安得禽也」。

象に曰はく、久しきも其の位に非ず、安んぞ禽を得んや。

「疏」正義に曰はく、恆有れども位を失ふは、是れ「久しきも其の位に非ず」。田獵して獲る所无きは、是れ「安んぞ禽を得んや」。

六五、恆其徳。貞。婦人吉、夫子凶。

〔居得尊位、爲恆之主、不能「制義」、而係應在二、用心專貞、從

唱而已。婦人之吉、夫子之凶也。」

〔疏〕正義曰、「恆其德貞」者、六五係應在二、不能傍及他人、是恆常貞一其德、故曰「恆其德貞」也。「婦人吉」者、用心專貞、從唱而已、是婦人之吉也。「夫子凶」者、夫子須制斷事宜、不可專貞從唱、故曰「夫子凶」也。

六五、其の徳をに恆にす。貞し。婦人は吉、夫子は凶なり。

〔居は尊位を得、（恆）の主と爲るも、「義を制する」能はずして、係應は二に在り、心を用ひて貞を専らにし、唱するに従ふのみ。

婦人の吉は、夫子の凶なり。〕

〔疏〕正義に曰はく、「其の徳を恆にす」とは、六五の係應は二に在り、傍ら他人に及ぼす能はざるは、是れ恆常に其の徳を貞一にす、故に「其の徳を恆にす」と曰ふなり。

「婦人の吉」とは、心を用ひて貞を専らにし、唱するに従ふのみなるは、是れ婦人の吉なり。「夫子は凶」とは、夫子は須らく事宜を制斷すべく、貞を専らにして唱するに従ふべからず、故に「夫子の凶」と曰ふなり。

象曰、婦人貞吉、從一而終也。夫子制義、從婦凶也。

〔疏〕正義曰、「從一而終」者、謂用心貞一、從其貞一而自終也。「從婦凶」者、五與二相應、五居尊位、在震爲夫、二處下體、在巽爲婦。五係於二、故曰「從婦凶」也。

象に曰はく、婦人貞しくして吉なるは、一に從ひて終ふればなり。夫子は義を制し、婦に從はば凶なり。

〔疏〕正義に曰はく、「二に從ひて終ふればなり」とは、心を用ふるこゝと貞一、其の貞一に從ひて自ら終ふるを謂ふなり。

「婦に從へば凶」とは、五と二とは相ひ應じ、五は尊位に居り、（震）に在りては夫と爲し、二は下體に處り、（巽）に在りては婦と爲す。五は二に係る、故に「婦に從はば凶」と曰ふなり。

上六、振恆、凶。

〔夫靜爲躁君、安爲動主。故安者上之所處也、靜者可久之道也。

處卦之上、居動之極、以此爲恆、无施而得也。〕

〔疏〕正義曰、「振恆、凶」者、「振」動也。凡處於上者、當守靜以制動。今上六居恆之上、處動之極、以振爲恆、所以「凶」也。

上六は、振くこと恆なり、凶。

〔夫れ靜は躁の君と爲り、安は動の主と爲る。故に安き者は上の處る所なり、靜かなる者は久しくすべきの道なり。卦の上に處り、動の極に居る、此れを以て恆と爲さば、施すとして得る无きなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、「振くこと恆なり、凶」とは、「振」は動なり。凡そ上に處る者は、當に靜を守りて以て動を制すべし。今上六（恆）の上に居り、動の極に處り、振を以て恆と爲すは、「凶」なる所以なり。

象曰、「振恆」在上、大无功也。

○正義曰、「大无功」者、居上而以振動爲恆、无施而得、故曰「大无功也」。

象に曰はく、「振くこと恆」にして上に在るは、大いに功无きなり。

○正義に曰はく、「大いに功無し」とは、上に居りて振動を以て恆と爲せば、施すとして得る無し、故に「大いに功无きなり」と曰ふ。